

2025年2月通常会議議案討論

柏木敬友子

私は、日本共産党大津市会議員団を代表しまして、

議案第39号 大津市一般職の職員の給与に関する条例 等の一部を改正する条例
の制定について

議案第40号 大津市教育公務員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制
定について

議案第41号 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定に ついて

議案第46号 大津市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地
域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例の制定について

議案第49号 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について

議案第74号 地方独立行政法人市立大津市民病院の中期計画の認可について

議案第76号 大津市行政改革大綱を定めることについて
の反対討論

議案第67号 大津市リサイクルセンター木戸の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第71号 財産(旧じん芥処理場用地)の処分について

議案第75号 大津市教育大綱を定めることについて

請願第1号 令和7年度大津市国民健康保険料の値上げ中止と 国民健康保険制度
県統一化中止を求める請願

についての賛成討論を行います。

まず、議案第39号、議案第40号、議案第41号は関連しますので、一括討論としま
す。

国家公務員の賃金労働条件の勧告である人事院勧告では、来年度から地域手当
の区分変更を行うことが勧告されました。市はこの勧告に準拠し、本議案は職員給与
の地域手当について、現行10%の支給割合を段階的に引き下げ8%にするもので
す。2.7%賃上げの人事院勧告は物価上昇の3%にも追い付かず、民間企業の賃上

げ回答平均よりも低い上に、2%の地域手当削減は、職員のモチベーションの維持や人材確保もますます難しくなることが予想されることから反対いたします。

次に、議案第46号と議案第49号は関連しますので一括討論とします。

2015年に施行された「子ども子育て支援新制度」により0歳から2歳の子どもを園庭が無いなど従来の認可保育園の施設基準を満たしていなくても地域型保育事業として認可されることになりました。地域型保育事業の対象の子どもは2歳までなので、3歳になるとき受け入れるための保育園を、連携施設として確保していなければなりません。法が施行された時に、経過措置として10年間の猶予とされおりましたが、来年度がその期限となります。

本議案は、特定地域型保育事業の小規模保育事業所 A 型や B 型、C 型並びに家庭的保育室において連携施設を確保しなければならない事項についての給付と認可について、保育内容支援と代替保育が確保されていれば連携施設を確保しなくてもよいという規制緩和を行うものです。さらに経過措置期限の5年先延ばしをするものです。今回の改正は、10年を経過しても連携施設の設定が進んでいないことから、実情に合わせて緩和しようとするものです。それだけでなく小規模施設の運営は困難が予測されます。高まる保育ニーズに応えるのであれば、むしろ条件整備の手立てを速やかに取ることこそ必要です。3歳になっても、認可保育園に移ることができないことは、児童福祉法、子どもの権利条約の目的である子どもの最善の利益と子どもの発達の保障に叶いません。本議案は、これを許す規制緩和であり反対します。

次に、議案第74号についてです。

第3期中期計画では、「地域密着型急性期病院」を目指すということで、地域包括医療病棟の開設が盛り込まれています。これは、急性期を過ぎたと思われる患者さんを一刻も早く在宅へと退院をすすめる機能を、従来では患者7人につき看護師1人の7対1看護体制を、今までより看護師が少ない患者10人に看護師1人という体制で行おうというものです。昨年診療報酬改定によって進められていると考えられ、果たしてそれが、患者や市民のニーズによるものかという疑問が残ります。第2期の計画に入っていた患者サービスの向上、職員の待遇、インフォームドコンセント、セカンドオピニオンの推進で患者が納得できる医療を目指すことが省略されていることにもつながっていると考えられます。

持続可能な病院経営の実現に向け、改善や効率化に向けた取り組みをするということも計画に盛り込まれていますが、そもそも、昨年6月から改訂された診療報酬は、全体でマイナス改定である上、物価高騰が病院経営を圧迫しています。そのなかで、経

常収支率100%以上達成というのは、労働生産性向上の掛け声のもと、職員の過密労働を強いるものではないでしょうか。

医療の質の向上の項で、第2期計画には掲げられていたチーム医療の充実は省略されていました。その代わりに、人事給与制度改革を通じて、病院の経営に貢献する職員の処遇改善を行うということが盛り込まれています。これは職員間の疑心暗鬼を招き、チーム医療を壊してしまう恐れもあり、結果的に安全安心の医療提供が脅かされる事態になるのではと危惧するものです。

国の低医療政策に対して、職員の労働生産性とガバナンス強化で乗り切り、休床のままの産婦人科病棟の再開もなく、地域の病床削減と病院機能分化を強く進めている国の地域医療構想に従う形での今回の中期計画の認可はできません。よって反対討論とします。

次に、議案第76号についてです。

今回の行政改革大綱では、行財政経営に影響を及ぼすと考えられる社会的潮流とその対策として、4点あげられています。1点目は人口減少、少子高齢化の進行が問題視されています。しかし実際には、保育所に入れない待機児童が激増している現実があり、少子化、人口減少にとらわれていることが、現状の問題を見失う恐れがあるのではないかと考えます。2点目はDXの推進、3点目4点目は、社会の不安定化、SDGsの推進の対応がもとめられるとありますが、いずれも大津市や市民の現状を分析したものと言えるのでしょうか。この4点を加味して本プランの目指す姿を「持続可能な行財政運営」、実現に向けた基本姿勢を「全体最適による行財政改革の推進」とし、改革実行プランの8つの取り組み方針が具体化されています。そのうち、スマート自治体の推進及び、民間活力による事業推進には、どちらも、住民サービスが低下しかねない問題をはらんでいます。スマート自治体の推進は、個人情報保護の問題、市民の対面サービスの後退につながるという問題に加えて、政府が進める自治体情報システム標準化では、経費削減どころか、かえって経費が増大するといった問題も明らかになったところです。住民の暮らしに役立つデジタル化は否定するものではありませんが、国の「デジタル改革」は国や行政が持つ膨大な個人情報のデータ利活用を成長戦略に位置付けて、企業に開放し儲けのタネにしていくための改革であり、その為に企業の使い勝手が良いように標準化していくというのがシステム標準化です。さらに、民間活力による事業推進によって、安全安心な公共サービスの維持や、職員の削減につながる懸念も払しょくできません。長引く物価高騰から市民の暮らしを守り支えることが、「住民福祉の機関」としての地方自治体の役割として重要になる中、市民の暮らしが見えない本議案に反対いたします。

次に、議案第67号についてです。

本施設の建物は、昭和63年竣工の消防署施設だったものを、本市の3Rの啓発拠点として、平成25年4月に大津市リサイクルセンターが開設されました。以降、3Rを目指した不要品のリメイクや譲渡、3Rに取り組む市民グループの活動支援などに取り組んでこられました。令和5年からの指定管理者制度導入後も施設利用人数の伸び悩みや、ニーズ対応などの課題があることから、あらためて今後の持続可能な社会の実現に向けて、市民の意識付けを図る機会としての3R啓発の拠点の機能・役割を広げ、設置目的や事業を見直すというものです。

全世界的な自然災害の増加、気候変動は地球の危機を知らせており、緊急に取り組むを強める必要性を実感するところです。そうした点でも森林を含む自然環境の保全や、資源の有効活用、3Rの推進などによる廃棄物発生の抑制など、自治体や市民レベルでの取り組みの強化がキーポイントになります。今回の事業内容の拡充により、施設自体の課題の解消はもちろんですが、ものを大切にす市民意識の向上を通して、持続可能な社会の実現を目指していくことは歓迎するものです。

しかし施設をリニューアルして新たな設備の導入を可能にしたからといって容易に課題が解消して前進があるとは思えません。施設の目的を達成するために、目標や方向性、追加予定事業の具体化についても、指定管理者任せではなく、市として市民に明確に示し積極的にその責任を果たすことを求めて、本議案に賛成します。

次に議案第71号についてです。

今般の処分対象となる財産は、昭和48年から51年、並びに52年に、旧志賀町が「じん芥処理場用地」として取得したもので、公簿上の地目は原野及び山林、面積は実測で26,322.79平方メートル、処分価格は6,510万円で、契約の相手方は株式会社山崎砂利商店です。当該用地は、平成元年に大津市・志賀町行政事務組合が伊香立北在地町にクリーンセンターを整備したことにより、活用されることなく今日まで保有されてきたものです。今般の契約に至るまでに、大津市未利用地等活用検討委員会に付議し、公募型プロポーザル方式による選定により手続きが進められてきたとのことです。

当該用地が市街化調整区域内の公道に接道していないことに併せて住宅地に近接していることなどの課題を有する土地であり、特に周辺住民の方々からは、産業廃棄物処理施設などへの活用に対し、不安や心配の声が寄せられていました。

本契約に際し、周辺との調和に配慮した利活用を図ることや、期間を20年と定めて継続的に事業内容や進捗、活動状況を評価できる仕組みをつくり、事業活動の状況に応じて、契約の効力の停止や、違反したときの買い戻し特約などを設けていることに

より、近隣住民の理解が得られるとされています。提案によりますと、「オープン型公園の整備」とし、ドッグラン、スケートボードパーク、グラウンドゴルフ場などの整備が予定されているとのこと。

本事業を確実に履行させる仕組みを整えているとされていますが、住民の生活環境への影響に対する不安や、20年後の事業の実施状況や土地の利活用などへの心配はなかなか払拭されません。所有権が移転した後も事業の進捗や実施状況など、引き続き市が適切に関与し、周辺住民の不安に 대응することを求めて、本議案に賛成します。

次に、議案第75号についてです。

大津市教育大綱案は、前文に教育の目的として「人格の形成」と「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」が掲げられ、普遍的な使命とされていることは評価します。その上で、新たな時代の要請とともに本市の教育をめぐる現状と課題を分析され、基本理念と3つの基本方針が掲げられました。この現状分析に、全国学力・学習状況調査の結果を用い、取り組みの達成度の指標にも学力調査の点数やパーセンテージが示されています。子どもたちの学力は、日々の積み重ねにより向上するものであり、子どもたちの状況に応じて、教育現場では様々な取り組みが行われるものです。にもかかわらず、年1回実施の学力調査の結果が評価の指標になることは、教育の真の目的とずれてしまうのではないかと危惧するものです。教育を数値で評価し競わせる競争主義は子どもにとって大きなストレスです。不登校の急増はその表れではないでしょうか。教育は子どもの人格形成をめざし、その尊厳を尊重しながら発達を支える営みです。子どもが教育の主人公となる教育を求めて賛成討論とします。

最後に請願第1号についてです。

物価高騰で暮らしの困難が続いている中、市民から寄せられている相談や声などから、国民健康保険料はあまりにも高すぎると私も実感しています。

昨年も市民の方から、滞納が続き給料から差し押さえられたと相談を受けました。また失業して収入が無くなったのに、国保料は前年度の所得での計算なのでとても払えないという声もおききしています。やむなく家族が肩代わりして払っていらっしゃるということがよくあるとのこと。

実際、大津市の今年度の国保料は所得250万円、40歳の夫婦と子ども一人のモデル世帯では約43万円。保険料を払うと月々の生活が成り立たなくなるのは、簡単な計算でわかります。保険料の納付相談に所管課が苦勞されていることもお聞きしてい

ます。だからこそ、とにかく来年度は保険料が上がることはないようにというのがこの請願の第1の趣旨です。

第2の趣旨は、県がすすめる「国保制度の県統一化」に反対してくださいということです。国民健康保険の県の統一化は、県内どこに住んでも同じ所得、同じ世帯構成なら同じ保険料になるということで一見公平に見えるかもしれませんが、これは市町ごとの医療水準に差がないことが前提です。県内の市町には医療機関の偏在もあり、医療水準が異なることは明白です。県が2027年に向けて完全統一化を目指した場合の保険料シミュレーションではどの市町も上がるのが想定されています。早々と完全統一化した大阪府は、全国一高い国保料になっています。また、統一化後に市町の基金が浮いてしまう可能性があることが、委員会の議論で明らかになりました。

統一化によって、保険料は下がることはなく上がる一方で、これでは課題解決どころか、保険料の負担増で更なる医療格差を広げるものです。来年度も保険料の賦課限度額引き上げが予定され、現役世帯の負担が上がることになります。再来年度は、子ども子育て支援金が保険料に上乗せされようとしています。低所得の加入者が多くを占める中、保険料はどの被用者保険より高いという国保の構造的問題は、国保財政への国庫の投入を増やすことなく解決はできません。国保加入者に一番身近な市町が、市民の健康を守る立場で、県の統一化を止めるべきです。

議員各位の賛同をお願いして賛成討論とします。